

4月1日から

国民年金が変わります！

問 市民課（内線236）

1 あなたの第3号被保険者の届け出は大丈夫ですか

第3号被保険者は、第2号被保険者（厚生年金や共済年金に加入しているかた）に扶養されているかたです。第3号被保険者になったときは、市民課で届け出をしなければなりません。届け出漏れが発生しやすいのは、配偶者が転職をし、次の勤め先との間に1日でも空白期間があるとき（下図のケース①）や、本人が短期間のパートなどで働きに出て勤め先で厚生年金に加入したとき（下図のケース②）などです。届け出をしないと、保険料未納期間となり、将来の老齢基礎年金が減額されたり、受けられなくなったりすることがあります。

届け出漏れが発生しやすい場合

ケース1 配偶者が転職をし、次の勤め先との間に1日でも空白があるとき

ここでもう1度、第3号の手続きが必要！

本人 国民年金第3号 国民年金第1号 国民年金第3号

第1号の手続きが必要

配偶者 厚生年金（共済年金） 国民年金第1号 厚生年金（共済年金）

ケース2 本人が短期間のパートなどで働きに出て勤め先で厚生年金に加入したとき

ここでもう1度、第3号の手続きが必要！

本人 国民年金第3号 厚生年金 国民年金第3号

配偶者 厚生年金（共済年金）

国民年金の加入区分

第1号被保険者



自営業、農業、学生など

第2号被保険者



サラリーマンや公務員など厚生年金や共済年金に加入しているかた

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養される配偶者、専業主婦など

2

「お得な」
「当月末振替」が始まります

通常の口座振替（4月分を5月末日に引き落としする翌月末振替）は定額保険料ですが、4月1日からは、毎月の保険料が40円割引になる当月末振替（4月分を4月末日に）が始まります。当月末振替への変更をご希望のかたは、新たに届け出が必要です。

3

30歳未満のかたへ
保険料を後払い
できます

これまで、所得が一定額以上の世帯主と同居している第1号被保険者は、自分自身の所得が低くても保険料免除の対象となりました。

4月1日からは、30歳未満の本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、申請により保険料納付が猶予されます（この制度は平成27年6月までの時限措置です）。

4

特別障害給付金
制度ができました

特別障害給付金制度は、これまで障害基礎年金などの対象とならなかったかたに、給付金を交付する制度です。

国民年金の任意加入期間に、加入していなかったかたが、その時期に生じた病気やけがなどで障害を負った場合、申請をして認定されると、特別障害給付金が支給されます。

任意加入期間とは、強制的な加入ではなく、希望すれば加入できる期間です（現在はありません）。平成3年3月以前の学生や、昭和61年3月以前に厚生年金などに加入していたかたの配偶者がそれにあたります。

